育休復帰支援行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 4月 1日~平成 平成35年3月31日 まで

2. 内容

目標1:会社は、育児休業の取得を希望する従業員に対して、円滑な育児休業の取得 及び職場復帰を支援するために、当該従業員ごとに育休復帰支援プランを作 成し、同プランに基づく措置を実施する。

<対策>

- ●平成 29 年 4 月~ 社内に掲示し、従業員に育児休業を取得できることを周知し、対象社員を把握した場合は、制度の周知
- ●平成 29 年 4月~ 育児休業の取得希望者を把握したら説明を実施

目標2:業務の整理・引き継ぎに係る支援、育児休業中の職場に関する情報及び資料の提供を含むものとし、育児休業を取得する従業員との面談により把握したニーズに合わせて、再び就業することを円滑に行うようにする。

- ●平成 29年 4月~ 社員のニーズの把握、検討開始
- ●平成 29年 4月~ 制度にて運用、確認を行う

目標3:対象社員が現場復帰後、妊娠報告から仕事の引継ぎ、現場復帰までスムーズに行 えたと感じたか、確認し、改善すべき箇所があるかチェックする。

<対策>

●平成 30年 2月~ 復帰後確認

株式会社 ハイデックス 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくりことによって、全ての社印がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

目標と対策

目標4:男性社員の育児休業取得を促進する。

<対策>

- ●平成30年11月~ 男性社員の育児休業取得を促進する為、社内における掲示板等を通じて周知、啓発を図る。
- ●以後、男性社員の取得状況を確認し、対象者の把握に努める。

目標5:男性社員にも育児目的休暇の利用を促進する。

<対策>

- ●平成30年11月~ 育児目的休暇制度を新たに導入し、育児休業規程に規定する。 子の出生前後に育児や配偶者の出産支援のため取得できる育児 目的休暇制度を周知し、利用の促進、啓発を図る。
- ●以後、男性社員の取得状況を確認し、対象者の把握に努める。

以上